

大総務第 114 号
令和 5 年 3 月 16 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体である一般財団法人大阪市文化財協会に係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市経済戦略局長から依頼があったので、同項の規定に基づき諮問します。

記

中期目標案 別紙のとおり。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

一般財団法人大阪市文化財協会

2 所管所属名

経済戦略局

3 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。

中期目標の期間終了時において の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

平成25年の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき、埋蔵文化財の発掘調査及び資料の保管・活用等の埋蔵文化財関連業務が、令和6年度末までに公益財団法人大阪府文化財センター及び本市等へ適正に継承され、当該外郭団体が整理されている状態。なお、令和6年度末までの埋蔵文化財関連業務については、継承等の状況を勘案しつつ、当該外郭団体において適切に実施できる状態を維持する。

の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：・当該外郭団体の埋蔵文化財関連業務が関係機関に適正に継承される等、
整理再編されている度合い

・当該外郭団体が整理されるまでは、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財
関連業務を実施できる体制を維持している割合

目標：100%

の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

- ・府市及び関係機関と埋蔵文化財関連業務等の継承に係る調整を図る
- ・当該外郭団体が構築した共同研究員制度の継続的な運用

の事業経営の の状態(成果)への貢献度を示す指標の例(可能な限り定量的なもの)

- ・埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた進捗
- ・共同研究員制度に登録している研究者の専門分野数及び各専門分野の登録者数の維持